

平成 26 年度

第 3 回 寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 26 年度 第 3 回 寝屋川市景観審議会

日時：平成 27 年 1 月 21 日(水)

午後 2 時 00 分から

場所：寝屋川市役所 議会棟 5 階
第二委員会室

《次 第》

1 開 会

2 景観審議会で審議するもの

(1) 第 2 回都市計画審議会の意見について

(2) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更(案)」の答申について

3 寝屋川市屋外広告物条例について

(1) 経過報告、今後のスケジュールについて

4 閉 会

以 上

平成 26 年度 第 3 回 寝屋川市景観審議会 会議録

1 日 時 : 平成 27 年 1 月 21 日 (水) 午後 2 時 00 分～

2 場 所 : 寝屋川市役所 議会棟 5 階 第二委員会室

3 出席者

委 員	会 長	増 田	昇
	副会長	山 野	高 志
	委 員	坂 口	行 洋
	委 員	白 川	清 司
	委 員	熊 田	将 男
	委 員	星 野	創
	委 員	田 中	稔
	委 員	中 村	一 二 三
	委 員	岡 本	至
	委 員	亀 田	博 夫
	まち政策部部長	大 西	道 彦
	まち政策部次長	橋 本	一 彦
	都市計画室長	大 坪	史 郎
	都市計画室課長	竹 本	明 広
事務局	まちづくり指導課	課長代理	野 口 勝 彦
	同	係長	乾 佳 純
	同	係長	下 谷 和 生
	同	係長	荒 垣 幸 信
	同	副係長	山 附 直 也

4 傍聴人 0 名

5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

事務局

お待たせいたしました。

定刻になりましたので、只今より、平成 26 年度第 3 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、委員 11 名中、10 名のご出席がありますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

本日は、傍聴者が 0 名となっております。

それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の橋本よりご挨拶申し上げます。

橋本課長

<開会の挨拶>

事務局

<配布資料の確認>

なお、本日の会議録につきましては、後日、ホームページと市役所情報コーナーにて公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは、只今より平成 26 年度第 3 回景観審議会を開催します。

本日の案件等について事務局より説明願ひます。

事務局

はじめに、第 2 回景観審議会後に実施いたしました、景観計画変更（素案）の告示及び公衆の縦覧につきまして、報告をさせていただきます。

「寝屋川市景観計画の作成手続きに関する要領第 2 条第 1 項」に基づき、住民の意見を反映させるための必要な手続きといたしまして、平成 26 年 10 月 9 日に告示し、翌 10 月 10 日から 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見等はございませんでした。

それでは、お手元の次第をご覧ください。

次第 2 の（1）第 2 回寝屋川市都市計画審議会の意見について、続いて、（2）景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更（案）」の答申について、説明をさせていただきます。

次第 2 のご質問等につきましては、一括してお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、次第 3 の（1）寝屋川市屋外広告物条例の経過報告、今後のスケジュールについて、説明をさせていただき、次第 3 のご質問等につきましても、一括してお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は「寝屋川市駅西側駅前広場周辺」を景観重点地区として、指定する景観計画変更（案）の最終答申となりますので、ご審議いただいたのち、「寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 3 項、審議会の議事は出席者の過半数で決する。」に基づきまして、ご決

議いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

只今、事務局より説明がありましたとおり、次第2のところ、景観審議会で審議するものとして、(1) 第2回都市計画審議会の意見について、(2) 景観計画変更(案)の答申について、また、次第3のところ、(1) 寝屋川市屋外広告物条例の経過報告、今後のスケジュールについてとのことであります。

また、次第の2につきましては、本日、委員の皆様でご決議をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2の(1) 第2回都市計画審議会の意見について、(2) 景観計画変更(案)の答申については、関連しておりますので一括説明ののち、意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明願います。

事務局

<次第2、(1) 第2回寝屋川市都市計画審議会の意見について、(2) 景観重点地区追加指定に伴う「寝屋川市景観計画変更(案)」の答申について>説明

初めに、次第2のところ、第2回都市計画審議会の意見について、続いて、景観重点地区追加指定に伴う「景観計画変更(案)」の答申について、説明をさせていただきます。

なお、先程も説明をさせていただきましたが、本日は、「寝屋川市駅西側駅前広場周辺」の景観重点地区追加指定に伴います、景観計画変更(案)について、ご決議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明にあたりましては、主にスクリーンを使用して、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これまでの審議会における説明内容と重複いたしますが、ここで改めて、地区の現況について、説明をさせていただきます。

寝屋川市駅西側駅前広場の風景でございます。地区の東側を占めている、市駅高架事業に伴い、せせらぎ公園および市駅西側駅前広場との一体化を図っており、計画段階から、行政と市民が協働しながら事業が進められてきた経緯がございます。

寝屋川せせらぎ公園および沿道建物の風景でございます。地区の西側を占めている、自然を活かしたせせらぎ公園の沿道には、建物の大半において、屋外広告物を掲出した、遊戯施設や金融機関等の商業施設が建ち並んでおり、また、築40年以上を経過していることで、今後、建替え等の更新が想定されております。

次に、平成26年度第2回都市計画審議会における、「景観計画変更(素案)」に対する、都市計画審議委員の皆様方から頂戴いたしました意見等について、報告をさせていただきます。スクリーン上は、意見等について抜粋しておりますが、資料2では全て掲載しております。

「景観法第9条第2項、景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画審議会の意見をきかなければならない。」に基づく、景観計画の変更に伴いまして、都市計画に関する観点などから、委員の皆様方の意見等をお伺いするものです。説明にあたりましては、景観重点地区に指定されてきた10地区の経緯や今後のスケジュールについて、また、今回、追加指定を目指している本地区の権利者へのアンケート調査結果及

び地元自治会長ならびに関係団体会長等への説明結果について、これらの経緯を踏まえた、景観計画変更（素案）について、説明をさせていただいたところでございます。

これを受けまして、委員の皆様方から頂戴いたしました、意見等の主なものといたしましては、アンケート返送率の結果に伴う、市民等へのご理解・ご賛同のための一層の努力や、景観重点地区に追加指定したのちの課題提示などございましたが、景観計画変更（素案）に対しましては、資料3にも掲載しておりますが、「意見なし」となっております。

次に、景観計画変更（案）でございますが、資料4の7ページにも掲載をしております。景観重点地区図の名称について、景観計画変更（素案）においては、（仮称）寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区としておりましたが、景観計画変更（案）が最終案であることから、地区図以外の名称もあわせまして、（仮称）を削除した形で、お示しをさせていただきます。

次に、景観形成方針でございますが、資料4の12ページにも掲載をしております。先程、説明をさせていただきましたが、公衆の縦覧および都市計画審議会において、原案のとおり承認されましたことから、景観計画変更（案）における景観形成方針について、（素案）からの修正はございません。

次に、届出対象行為および景観形成基準でございますが、資料4の25ページにも掲載をしております。

届出対象行為および景観形成基準につきましても、同様に意見が無かったことから、（素案）からの修正はございません。

以上、簡単ではございますが、都市計画審議会の意見および景観計画変更（案）につきましての説明とさせていただきます。

会 長

事務局の説明が終わりました。

都市計画審議会からの意見は、景観計画の変更に至るような意見ではなかったとのことでありますが、パトロールであったり、助成制度であったり、アンケートの返送率に対して合意形成ができたと考えているのかであったり、あるいは、自然素材やシンプルなどの表現方法などについて、教えてほしいなどがあります。

我々が検討してきました、景観形成方針及び景観形成基準などに関して、変更を求めるといったような意見は無かったということでございます。

これまで当審議会で審議をしてきました、景観計画の変更について、告示し、公衆の縦覧による意見が無かったことや、都市計画審議会においても意見が無かったとのことですが、ご質問、ご意見等はございませんか。

各委員

（意見なし。）

会 長

それでは、本日は答申となっておりますので、只今、説明いただいた寝屋川市景観計画変更（案）について、原案どおり承認いただくということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会 長

各委員、異議なしということでございますので、原案どおり承認をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次に、次第3の屋外広告物条例の経過報告、今後のスケジュールについて、事務局より説明願います。

事務局

<次第3、寝屋川市屋外広告物条例について、(1)経過報告、今後のスケジュールについて>説明

寝屋川市屋外広告物条例については、昨年の景観審議会にて答申を頂いた後、12月議会に上程を図り、議決を得たところでございます。それでは、寝屋川市屋外広告物条例に関して、前回の平成26年10月8日の第2回景観審議会から本日までの経過と今後のスケジュールについて、前方のスクリーンを使いまして、ご報告させていただきますのでよろしく願い致します。

まず、本日までの経過でございますが、10月23日付けで景観審議会から寝屋川市長への答申を頂いております。また、大阪府において、大阪府屋外広告物条例の一部改正がなされまして、平成27年4月1日より寝屋川市を府条例から除外することとなっております。次に、11月の首脳会議にてパブリック・コメントの結果及び景観審議会の答申を報告した後、12月にパブリック・コメントの結果を12月1日号の広報及びホームページに掲載しております。そして、寝屋川市屋外広告物条例(案)を市議会に上程し、審議の後に原案のとおり可決され、12月17日付けで公布、施行日は平成27年4月1日となっております。

次に、1月15日号の広報紙及びホームページに市条例の制定を掲載するとともに、現在、施行規則の制定及び4駅周辺を指定区域とする告示の決裁を進めております。

次に、今後の予定としましては、北大阪商工会議所、寝屋川市商業団体連合会、大阪屋外広告美術協同組合の各団体に対して、寝屋川市屋外広告物条例の内容説明を行います。また、既存広告物の継続許可の案内文の送付の際、周知用チラシを同封して個別周知を図ります。次に、2月15日号の広報紙及びホームページに施行規則の制定及び指定区域の告示について掲載を行いまして、3月には市民のみなさんからの申し込みに応じて行う出前講座のメニューに寝屋川市屋外広告物条例の追加を行います。4月は1日号の広報紙に市条例の施行について掲載を行います。また次年度には、今後、大阪屋外広告美術協同組合、寝屋川市商業団体連合会にご協力をお願いして、9月10日の「屋外広告の日」に合わせて周知啓発キャンペーンを実施し、事業者の皆様にも市条例についてのご理解を深めて頂きたいと考えております。以上、簡単ではございますが、本日までの経過と今後のスケジュールに関する報告を終わらせて頂きます。

委 員

条例の制定を1月15号の広報で公表したとのことでしたが、市民からの問い合わせはありましたか。

事務局

自治会長からどのような内容かという問い合わせがあり現在、規則や指定区域の告示を決裁中でありますので、決裁が終わり次第、広報やホームページで公表していく予定です。

会 長

まだ、規則ができてないので、具体的な内容までは広報できてないということですね。

事務局

条例の制定までとなりますので、今後、順次、広報していく予定です。

会 長

山野先生を含め、(ガイドライン作成時の)ワークショップのメンバーに条例制定の報告をされていますか。

事務局

条例だけでは規制内容をすべて把握することができないので、規則と告示の決裁後に条例と合わせて報告させて頂きたいと考えております。

会 長

長い間ご協力頂いていたと思いますので、きちんと報告しておいてもらえればと思います。

事務局

了解いたしました。

会 長

他に何か、お気づきの点はございますでしょうか。

委 員

景観審議会において、規制・誘導の方策と環境保全形成に資する事業をいかに効果的に組み合わせしていくかということが重要なことと考えますが、景観形成保全に関する具体的な事業があれば聞かせていただきたい。

事務局

寝屋川市の良好な景観形成に向けまして、進捗をさせていくうえで、引き続き、景観重点地区の追加指定を先ず進めさせていただき、平成27年4月1日施行の屋外広告物条例との両輪で、良好な景観形成を進めていきたいと考えております。また、事業につきましても、今後の検討課題であると認識しております。

会 長

委員がお考えの事業というのは、例えば歩道の美装化など公共的なものことでしょうか。

委 員

まちづくりというか、寝屋川市の事業というものが今後の景観形成を含めて、あるのであれば、景観計画や広告などまちづくりの一部だと思いますので、これらの景観形成を維持・保全していくためには、事業として何らかあるのかなと思います、聞かせていただきました。

会 長

都市計画法は規制側面と事業側面があり、例えば都市計画事業で道路や公園を整備したり、事業を規制するという側面がありますが、景観法というのはどちらかというと、規制側面しかなくて事業側面が弱いという面がありますけれども、積極的に行政として具体的なまちづくりについて、また、財政的に技術的にも支援していくのかどうか。あるいは、公共空間の整備を具体的にどのようにするのか。法の運用だけでは進まないということもあろうかとの委員からの意見であったと思います。

事務局

都市計画事業担当の立場としての意見でございますが、例えば寝屋川市駅から西側に伸びる対馬江大和線という都市計画道路がございますが、現在、事業化に向けて検討を進めているところでありまして、その計画にあわせまして、用途地域を変更したり、用途地域の変更に伴いまして地区計画を策定したり、その際にはまちづくり指導課と連携をして景観形成についても考えてまいります。

会 長

只今、説明いただいたように公共事業が動いた際に、景観計画の景観形成方針なども実現していただけたらと思います。

他はいかがでしょうか。屋外広告物は目に見えて効果があるのかもしれませんが、景観は建物更新にあわせてとなっており、再開発事業でもしないかぎり、なかなか目に見えた効果は難しい面もあるのかなと思います。

事務局

大阪府条例で許可を取っている広告物については、そのままであれば一定の継続は可能ですが、店舗が変わる等により、広告物を変更する時には、市条例の規制が適用となりますので、その都度、視覚的な効果は感じられると思います。

会 長

それでは、本日の案件につきましては、次第2については答申という形で決議をいただきまして、次第3については、経過報告等いただいたということでございます。

案件としては終了いたしました。その他何か意見等ございますでしょうか。

委 員

京都市の件なのですが、何代も続いているような老舗の大きな看板について、店が変わった場合でも当初からの看板を変えないというような景観形成の基準に従ってこないケースがあり、また、全国展開しているようなチェーン店は一定基準に従っており、寝屋川市の場合はあまり無いケースと思われるが、今後は変わっていくのかなと感じています。

会 長

景観法に関しましては、京都市が別の件で代執行したとの報道でご存知かとは思いますが、代執行はなかなかできない面もあるものの、徐々にそのような規制的なことを行使できるような社会情勢になってきているのかなと思います。

また、景観審議会で時間に余裕があるようなときには、これまでに景観重点地区に指定されてきた地区を現地確認・パトロールするようなことも考えた方が良いのかもかもしれません。

事務局

次年度の景観審議会での現地確認することについて、前向きに検討をさせていただきたいと思えます。

会 長

今後も我々は寝屋川市のブランド化といいますか、市民が住み良い、住み続けたいまちとなるように少しでも貢献できたらと思えます。

それでは、案件もすべて終了いたしましたので、これをもちまして、平成26年度第3回景観審議会を閉会いたしますので、事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございます。

閉会に際しまして、まち政策部部長であります大西より、ご挨拶を申し上げます。

大西部長

<閉会の挨拶>

(閉 会)